⑻　本工事に係る設計業務等の受注者でないこと及び当該受注者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された技術提案等の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする総合評価落札方式である。なお、工事目的物の変更を伴う技術提案は不採用とする。また、技術提案が不採用となった場合は、入札を辞退することができる。

⑵　技術提案等の評価項目及び評価指標

対象については、「可変式道路情報板設備」とする。

1）評価項目

①　工事目的物の性能・機能に関する事項

ａ．機器等の維持管理性向上に資する提案※1

提案についての評価は判定方式で行う。

提案例）

・定期的交換が必要な機器の部品交換の簡便性の向上
・障害復旧の迅速性の向上
・機器の長寿命化や信頼性の向上

予備品及び保守用品の追加納入に関する提案については評価対象外とする。（提案が無い場合は、「無し」と記載）

②　工事目的物の施工に関する事項

ｂ．支柱及び機器設置時における安全対策に関する提案※2

ｃ．機器設置時における機器の損傷防止対策に関する提案※2

提案についての評価は判定方式で行う。

なお、他工事へ影響を及ぼす提案は不採用とする。（提案が無い場合は、「無し」と記載）

③　工事目的物の保証に関する事項

ｄ．保証条件等（無償修理保証※3の期間及び保守部品の供給保証期間※4）に関する提案

提案についての評価は数値方式で行う。なお、提案の上限はいずれも20年とし、上限を上回る場合は20年で評価する。

本工事の標準値は以下のとおりとする。

（無償修理保証期間（1年）×1）＋（保守部品の供給保証期間（5年）×0.2）＝2

2）評価指標

・数値方式

評価項目の項目別配点は、評価数値により算出する。最高の評価数値の提案者を満点、標準値又は評価に値しないものを最低の0点とし、評価数値に応じ按分した点数を付与する。

なお、製作予定者毎に提案できることとするが、提案内容が異なる場合は、低い評価数値を採用する。

・判定方式

評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可、又は有／無を判定し、判定結果に応じて点数を付与する。

なお、製作予定者毎に提案できることとするが、提案内容が異なる場合は、低い判定結果を採用する。

優：標準案に比べ、非常に優れているもの。
良上：良に比べ、やや優れているもの。
良：標準案に比べ、優れているもの。
良下：良に比べ、やや劣っているもの。
可：標準案又は標準案と同等であるもの。

※1　評価項目「工事目的物の性能・機能に関する事項」の提案内容の記載に関しては以下のとおりとする。

・提案数は、最大3提案までとする。
・3提案のうち1提案に記載できる提案内容は、2行以内、1行当たりの文字数は48文字以内とし、この内容を評価の対象とする。2行を超える技術提案又は1行当たり48文字を超える技術提案は不採用とする。
・3提案を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案を不採用とする。

※2　評価項目「工事目的物の施工に関する事項」の提案内容の記載に関しては以下のとおりとする。

・提案数は、ｂ及びｃについて各々1提案までとする。
・1提案に記載できる提案内容は、2行以内、1行当たりの文字数は48文字以内とし、この内容を評価の対象とする。2行を超える技術提案又は1行当たり48文字を超える技術提案は不採用とする。
・ｂ及びｃについて各々1提案を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案を不採用とする。

※3　無償修理保証の内容は、保証対象外となる下記の事由以外による故障や損傷の交換部品の費用を含めた一切の修理費用とする。ただし、故障や損傷の際に、道路交通の安全確保のため中日本高速道路株式会社が自ら実施した調査、応急復旧、機能の補完対応、監視などの費用を除く。

・使用上の誤り並びに製品の取扱説明書等に記載された取扱方法及び注意事項に反する取扱いによって生じた故障や損傷。
・製品の改造や指定品以外の部品の使用に関連した故障や損傷。
・他の機器に起因して受けた故障や損傷。
・偶然、かつ外的要因（物体の衝突、落下、衝撃、倒壊、圧力等の負荷、液体・薬品等の付着、水没など）により生じた故障や損傷。
・火災、地震、風水害、落雷、津波、その他天災地変、塩害、公害、異常電圧などによる故障や損傷。
・契約図書に記載された動作条件の範囲外での使用による故障や損傷。
・消耗品・付属品の交換、有寿命部品で使用環境により保証期間中に寿命に達したと明らかに認められる場合。
・各部の通常の使用による汚れ。

※4　保守部品の供給保証期間の提案は、標準仕様書の規定に基づいた期間について、受渡日からの期間とする。

⑶　技術評価点の付与方法

評価項目の項目別配点は、評価指標により優/良上/良/良下/可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

①　工事目的物の性能・機能に関する事項

・項目別配点：優40.00点、良上30.00点、良20.00点、良下10.00点、可0.00点
・総合評価点算出用（配点×0.2）：優8.00点、良上6.00点、良4.00点、良下2.00点、可0.00点

②　工事目的物の施工に関する事項

・項目別配点：優40.00点、良上30.00点、良20.00点、良下10.00点、可0.00点
・総合評価点算出用（配点×0.2）：優8.00点、良上6.00点、良4.00点、良下2.00点、可0.00点

③　工事目的物の保証に関する事項

・項目別配点：標準案に対して、最高の評価数値を提案した者を20.00点、標準値を0.00点とし、その他の提案については、提案値に応じ按分した点数（小数第3位を四捨五入し小数第2位とする。）を付与する。
・総合評価点算出用（配点×0.2）：最　高4.00点～標準0.00点